岐阜市議会議長交際費の公表に関する要綱

(平成 19 年 3 月 23 日) 各会派幹事長会議決定

改正 平成20年3月26日各会派幹事長会議決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正で開かれた市政の実現に寄与するため、岐阜市議会 議長及び副議長の交際費の支出に係る情報の公表(以下「議長交際費の公表」 という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

- 第2条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 支出区分
 - (2) 支出日
 - (3) 支出金額
 - (4) 支出先(ただし、病気見舞い等のプライバシーに深くかかわる情報で、 特段の配慮が必要なものは、個人名を非公開とする。)

(公表の時期)

第3条 議長交際費の公表は、支出日の属する月の翌月の15日までに毎月行う ものとする。

(公表の方法)

- 第4条 議長交際費の公表は、次に掲げる方法で行う。
 - (1) 議会事務局で閲覧に供する方法
 - (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に支出する交際費について適用する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。